

伊那中央衛生センター条例

昭和40年1月5日

条例第17号

改正	昭和48年12月25日	条例第2号	昭和50年11月25日	条例第2号
	昭和53年9月26日	条例第4号	昭和57年4月1日	条例第2号
	昭和62年3月30日	条例第2号	平成元年3月30日	条例第3号
	平成4年4月1日	条例第2号	平成9年4月1日	条例第3号
	平成18年3月28日	条例第7号	平成25年4月1日	条例第7号
	令和元年7月1日	条例第2号		

(趣旨)

第1条 この条例は、伊那中央衛生センター（以下「衛生センター」という。）の設置、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	伊那中央衛生センター
位 置	伊那市西春近2560番地

(用語の定義)

第3条 この条例において次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用及び使用者 衛生センター内のし尿処理施設のうち、投入槽へし尿を投入する施設を使用することを使用及び使用者という。
- (2) 直営車 組合が所有するし尿汲取運搬車をいう。
- (3) 一般車及び一般使用者 前号以外の者が所有するし尿汲取運搬車を一般車及びその所有者を一般使用者という。
- (4) 投入料 衛生センター使用料をいう。

(管理及び使用)

第4条 衛生センターは組合長が管理し、投入料を徴収して使用させることができる。

(使用許可手続)

第5条 衛生センターを使用しようとする者は、組合長に申請しその許可を受けなければならない。

- 2 組合長は、前項の使用許可に当たり、衛生センター管理運営上必要な条件をつけることができる。
- 3 使用許可期限は、1年を限度とする。

(使用許可の禁止)

第6条 組合長は、次のいずれかに該当する場合は、衛生センターの使用を許可すること

ができない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくし尿取扱業の許可を与えていない者。
ただし、組織市町村長以外の市町村長（以下「市町村長」という。）が使用を申請した場合はこの限りではない。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
（使用制限）

第7条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用条件の変更を命じ若しくは使用を停止し、又は使用許可を取消すことができる。ただし、このことによって一般使用者に損害を生じても組合はその責任を負わない。

- (1) 許可を得ずして申請内容を変更したとき。
- (2) 条例又は規則に違反したとき。
- (3) 組織市町村以外のし尿を許可なく投入したとき。
- (4) 管理運営上、組合長が必要と認めたとき。

（投入料額及び納付）

第8条 投入料は、し尿・浄化槽汚泥を1台当たり1,267円とし、農業集落排水汚泥は1台当たり2,345円とする。

この場合において、1台とは1,800リットル車をいい、3,600リットル車及び3,700リットル車1台は2台分とし、7,200リットル車1台は4台分とする。

2 投入料は、回数券により納入するものとし、回数券の金額は次のとおりとする。

し尿・浄化槽汚泥の回数券（15枚綴り）	19,000円
農業集落排水汚泥の回数券（15枚綴り）	35,000円

（使用料の減免）

第9条 組合長が特に事由があると認めたときは、投入料金を減免することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、その使用権を譲渡し又は転貸してはならない。

（入場制限）

第11条 組合関係者のほか衛生センターに入所しようとする者は、組合長の許可がなければ入所してはならない。ただし、第5条により許可を受けた一般使用者は許可と同時に発行する入所許可証を係員に提示して入所することができる。

2 前項により入所許可を受けたものであっても危険があると認め入所禁止の標識を掲げている場合は、直接の管理職員のほか入所してはならない。

3 入所者は組合長の定める所内の規定を厳守しなければならない。

（使用施設制限）

第12条 一般使用者は、投入に必要な施設のほかは、組合長の許可がなければ使用してはならない。

（損害賠償の義務）

第13条 一般使用者が使用中に所内建物、施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、組合長が定める。

(技術管理者の資格)

第14条 処理施設に置く技術管理者に係る法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。同号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて

- 卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月25日条例第2号)

この条例は、昭和49年2月1日から施行する。

附 則 (昭和50年11月25日条例第2号)

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月26日条例第4号)

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日条例第2号)

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第2号)

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日条例第3号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日条例第2号)

この条例は、平成4年6月1日から施行する

附 則 (平成9年4月1日条例第3号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第2号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。